

令和 6 年第 1 回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会
令和 6 年 2 月 16 日(金) 午前 10 時 00 分開議

議事録

【江口議長】

みなさん、おはようございます。

開会に先立ち、事務局長より報告の申出がありましたので、これを受けます。事務局長。

【永岡局長】

事務局長。

定例会開会の前にご報告いたします。

飯塚市議会より本組合議会議員へ選出いただいております、守光 博正議員が、令和 5 年 11 月 10 日付で飯塚市議会議員を辞職されました。

それに伴い、同年 12 月 8 日付で新たに飯塚市議会から小幡 俊之議員を本組合議会議員として選出いただいております。

また、令和 5 年 11 月 12 日投開票の飯塚市長選挙におきまして、武井 政一氏が当選され、同年 11 月 20 日に開催されました臨時正副組合長会議で互選により、本組合の組合長に就任されております。以上で報告を終わります。

【江口議長】

ただいまから、令和 6 年 第 1 回 ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

【江口議長】

ここで、組合長のご挨拶をお願い致します。

【武井組合長】

皆さん、おはようございます。

本日は、令和 6 年第 1 回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を開催いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。

この度、本組合 組合長に就任いたしました武井政一でございます。

本組合は、桂川町九郎丸区における新たなごみ処理施設の建設、各施設の再編整備をはじめとした環境衛生行政における課題が山積をいたしております。

将来の安定した施設運営を効率よく実施していけるように、組合長の職務をしっかりと果たし、進めていきたいと思っておりますので、今後とも皆様のご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

なお、本日の定例会に提案いたします案件は、専決処分に関する議案が 2 件、令和 5 年度 補正予算に関する議案が 1 件、令和 6 年度 当初予算に関する議案が 1 件、以上 4 件でございます。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

【江口議長】

それでは、お手元に配布されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は只今着席の議席といたします。

【江口議長】

日程第 2、議席の指定についてですが、議長において欠番のみ指定します。新議席にかかる議員の氏名と議席の番号を事務局長より告知させます。事務局長。

【永岡局長】

事務局長。

告知いたします。4 番 小幡俊之議員。

【江口議長】

ただいま告知しましたとおり議席を指定いたします。

【江口議長】

日程第 3、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、7 番 兼本芳雄議員、8 番 下川康弘議員の両議員を指名いたします。

【江口議長】

日程第 4、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。今回の定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

【江口議長】

異議なしと認めます。したがって会期は、1日間と決定いたしました。

【江口議長】

日程第 5、常任委員会委員の選任についてですが、お手元に配布しておりますとおり、第二常任委員会にて 1 名の欠員となっておりますので委員を選任したいと思います。

なお選任の方法についてですが、本組合議会が準用しております飯塚市議会委員会条例第 8 条の規定により、議長において委員の指名を行いたいと思います。

おはかりします。

議長において委員の指名を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

【江口議長】

異議なしと認めます。

よって、議長において委員の指名を行うことに決しました。

委員会名簿配布のため、暫時休憩いたします。

～ 暫時休憩～

【江口議長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。

【江口議長】

日程第 6、議案第 1 号、専決処分(専決第 5 号)の承認を求めることについてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。事務局次長。

【松下次長】

事務局次長。

おはようございます。議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、専決処分(専決第 5 号)の承認を求めることについて、ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、国家公務員の給与の改定が行われたことに伴い、これを参考にして、行政職給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するものでございます。

なお、給料表以外の諸手当等については、本条例第 4 条により、飯塚市職員の例に準用する規程を設けておりますため、飯塚市における同一部改正条例の議決日であります令和 5 年 12 月 15 日と同日に専決処分したものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

【江口議長】

ただいま説明がありました議案第 1 号については、事前の質疑通告があっておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

【江口議長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

【江口議長】

これより討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

【江口議長】

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。おはかりします。

議案第 1 号、専決処分(専決第 5 号)の承認を求めることについて原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【江口議長】

異議なしと認めます。

【江口議長】

よって議案第 1 号、専決処分(専決第 5 号)の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

【江口議長】

日程第 7、議案第 2 号、専決処分(専決第 6 号)の承認を求めることについてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。事務局次長。

【松下次長】

事務局次長。

議案書 11 ページをお願いいたします。

議案第 2 号、専決処分(専決第 6 号)の承認を求めることについて、ふくおか県央環境

広域施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正について専決処分したものでございます。

議案書 12 ページ、13 ページをお願いいたします。

本条例につきましては、本組合一般職員の給料表の改定を参考にして会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

次に、20 ページをお願いいたします。

給料表の改定と併せまして、下段の新旧対照表ですが、本条例第 3 条に給与の種類に関する規定がございます。これにつきましては、改正後、新たに勤勉手当を新設するという一部改正でございます。

なお、給料表以外の諸手当等については、本条例第 5 条により、飯塚市会計年度任用職員の例に準用する規定を設けておりますので、飯塚市における同一部改正条例の議決日であります、令和 5 年 12 月 15 日と同日に専決処分したものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

【江口議長】

ただいま説明がありました議案第 2 号については、事前の質疑通告があっておりませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

【江口議長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

【江口議長】

これより討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

【江口議長】

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。

おはかりします。

議案第 2 号、専決処分(専決第 6 号)の承認を求めることについて原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【江口議長】

異議なしと認めます。

【江口議長】

よって議案第 2 号、専決処分(専決第 6 号)の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

【江口議長】

日程第 8、議案第 3 号、令和 5 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。事務局次長。

【松下次長】

事務局次長。

議案第 3 号「令和 5 年度 ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第 4 号)」別冊の補正予算書をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

繰越明許費、第 1 条、地方自治法第 213 条の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、【第 1 表 繰越明許費】による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 繰越明許費として、3 款衛生費、2 項清掃費について

「穂波苑 深井戸ポンプ設置および送水管布設工事」に要する経費として、1,540 万円、また、同じく、「穂波苑 放流水取水タンク設置工事」に要する経費として、440 万円を、繰越明許費とするものです。

このことにつきましては、当初、本年度中の工事完了を予定しておりましたが、昨今の世界的な情勢不安による、制御盤等の半導体関連部品の調達が不透明であること、また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した、「能登半島地震」の影響により、一部の部品・材料の調達が困難となる恐れが生じており、年度内において工事完了が見込めないことが想定されますので、同事業に要する費用について、繰越明許するものでございます。

以上で説明を終わります。

【江口議長】

ただいま説明がありました議案第 3 号については、事前の質疑通告がございませんが、その他質疑はございますか。

(質疑なし)

【江口議長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

【江口議長】

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

【江口議長】

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。
おはかりします。

議案第3号、令和5年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第4号)について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【江口議長】

異議なしと認めます。

【江口議長】

よって議案第3号、令和5年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決することに決しました。

【江口議長】

日程第9、議案第4号、令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。事務局次長。

【松下次長】

事務局次長。

議案第4号 令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算、別冊の一般会計予算書をお願いいたします。

まず表紙を開いていただき、1ページの議案書をご覧ください。

ふくおか県央環境広域施設組合、一般会計予算(当初)、歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億1075万2千円と定める。

つづいて2ページ、3ページ目の、第1表をお願いいたします。

2ページの歳入について、

1款 分担金及び負担金、1項 負担金は、36億5,775万4千円、

2款、使用料及び手数料、2,279万6千円、

3款、国庫支出金 3,234万3千円

4款、財産収入、93万5千円、

5款、繰入金、2億5,160万3千円、
6款 繰越金、1,350万円、
7款 諸収入、1億3,182万1千円、
歳入合計は、41億1,075万2千円となっております。

次に3ページ、歳出について、

1款 議会費、168万9千円、
2款 総務費、1億9,110万5千円、
3款 衛生費、39億295万8千円、
4款 予備費、1,500万円

歳出合計は、41億1,075万2千円となっております。

4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為、その内容は、二軸破碎機油圧ユニット更新修繕(飯塚市リサイクルプラザ)とし、期間は令和7年度、限度額は6,820万円、となっております。

次に歳入歳出予算の詳細を説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

1款 分担金及び負担金について、構成市町からの負担金額を目ごとに記載しております。

この資料としまして最終ページ、42ページをお願いします。

飯塚市 25億6,416万5千円、
嘉麻市 7億9,082万6千円、
桂川町 2億3,038万9千円、
小竹町 7,237万4千円、
合計、36億5,775万4千円となっております。

8ページにお戻りください。

2款、使用料及び手数料について、2項1目、衛生手数料は、2,279万6千円で、各施設ごとの、ごみ処理手数料となっております。

続いて9ページをお願いいたします。

3款、国庫支出金、1項 国庫補助金 1目 清掃費国庫補助金は 3,234万3千円で、新清掃工場建設にかかる施設整備に関する、計画支援事業に要する費用の約3分の1を、循環型社会形成推進交付金として収入するものです。

4款、財産収入、1項 財産運用収入、93万5千円で、こちらは土地建物貸付収入及び、基金利子となります。

次に10ページ。

5款、繰入金、1項 基金繰入金は 2億5,160万3千円で、それぞれの基金からの繰入金額で、主に新規事業の財源となるものです。

6款 繰越金 1項 1目 繰越金、1,350万円は前年度繰越金です。

次に10から11ページにかけて、7款、諸収入はそれぞれ 1項、組合預金利子が1万円、2項、貸付金元利収入が17万円、3項、雑入が1億3,164万1千円です。このうち3款、

雑入の内訳は主に、有価物の売払い収入、ペットボトル売払収入等となっております。

歳入につきましては以上となります。

つづいて歳出についてご説明いたします。12ページをお願いいたします。

まず1款、議会費、168万9千円、こちらは前年度と比較し32万4千円の減となっております。

続いて2款、総務費、1項、総務管理費、2款1項1目総務管理費について、1億5,014万6千円で、前年度と比較し、600万3千円の増となっております。

主な要因として、10節需用費について、事務所の老朽化対応のための修繕料の増額や、12節の委託料について、6年度中に現在の財務会計システムの見直しを予定しており、その導入費用と保守費用の増額が挙げられます。

次に16ページをお願いいたします。

2目、諸費につきまして、4,087万8千円、前年度と比較し、7,218万5千円の減となっておりますが、これは構成市町の負担金の増減の変動を平準化するため、新事業に向けた財源を確保するための積立金です。

次に17ページをお願いいたします。

3款衛生費、1項 保健衛生費、1億531万6千円、前年度と比較し396万6千円の増となっておりますが、1目 筑穂園、2目 飯塚市斎場、3目 嘉麻市嘉麻斎場についてはいずれもすでに指定管理となっており、指定管理委託料には大きな変動はございませんが、計画的に実施している修繕の増減による、増額となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

3款2項、清掃費、37億9,764万2千円、前年度と比較し2億3,040万1千円の増となっております。

全体としまして、円安や原油高騰、不安定な世界情勢の影響などから、各種費用が増額傾向となっており、また、政府方針としての賃金引上げによって、運転操作等委託料における人件費も上昇しております。

特に、老朽施設については、維持補修費が年々かさんでくるため、施設の維持管理費用は増額となっております。

最初に1目、桂苑管理運営事業費、5億4,749万6千円で、前年度と比較して3,928万4千円の増となっており、主な要因として、10節需用費について、薬剤費の高騰および老朽化に伴う、維持補修費の増大、また12節委託料について、飛灰の受け入れを委託しておりました業者の廃業により、遠方の業者への受け入れが必要となり、運搬費等も合わせ、処理委託料が増額したこと等が挙げられます。

20ページをお願いいたします。

2目、ごみ燃料化センター管理運営事業費、465万円となっております。

本施設については令和5年3月31日に廃止となっておりますが、廃止した施設の方向性が決まっておきませんので、草刈り等の管理費用と今後の方向性を調査するための委託料を計上しております。

次に3目、リサイクルセンター管理運営事業費、

1億3,615万1千円、前年度と比較して925万3千円の減となっております。これは主に10節需用費、維持補修費について、計画的に実施している設備修繕の増減に伴う減額でございます。

22ページをお願いします。4目、飯塚市清掃工場管理運営事業費、15億7,917万円で、前年度と比較し、9,968万2千円の増、となっております。

4か所のゴミ処理施設を2か所にするという、施設再編後の2炉運転の対応のための整備を、3か年の計画で整備しており、その最終年度としての整備費用として、「蒸気復水器」、および「2号溶融炉本体等の点検整備費」を計上しております。

24ページをお願いいたします。

5目、飯塚市リサイクルプラザ管理運営事業費、2億5,358万1千円で、前年度と比較して7,119万4千円の増となっております。これは、10節需用費、維持補修費において圧縮機、破砕機の修繕に要する費用等が要因として挙げられます。

26ページをお願いいたします。

6目、嘉麻市嘉麻クリーンセンター管理運営事業費、1億535万1千円で、前年度と比較し、1,074万6千円の増となっております。

この施設は令和5年3月31日で休止となっているため、現在は最終処分場の水処理に要する費用が主な支出となっております。10節需用費、維持補修費の、計画的に実施している修繕の増減による増となっております。

続いて、し尿処理費についてご説明いたします。

まず27ページ、7目、穂波苑管理運営事業費、2億7,295万3千円、前年度と比較し、2,831万円の減となっております。

前年度は、処理水用の井戸の配管破損工事が計上されておりましたが、終了予定となっており、計画的に実施している修繕の増減による減となっております。

続いて、28ページ、8目、汚泥再生処理センター管理運営事業費、2億9,934万7千円、前年度と比較し4,545万6千円の増となっております。

10節需用費において、維持補修費のうち、第一反応槽の防水塗装補修と、光熱水費において、電力高騰による電気代の増額が発生しております。

続いて、9目、飯塚市環境センター管理運営事業費、3億1,019万1千円で、前年度と比較し2,814万5千円の増となっております。

10節需用費について、老朽化に伴う、計画的に実施している修繕の増減による増、12節の委託料のうち、貯留槽等改修調査設計委託料が新規に計上されております。

続いて30ページ、10目、嘉麻浄化センター管理運営事業費、1億5,882万7千円、前年度と比較し968万8千円の増となっております。

これは12節、委託料について、令和6年度より施設の運転が包括委託となり、その中に含まれる、計画的に実施している修繕の増減による増となっております。

続いて、11目、新清掃工場建設準備費、1億2,992万5千円を計上し、前年度と比較して、4,088万円の減となっております。

12節委託料において、「施設整備にかかる計画支援業務委託料」が2か年契約の支出の2年目となっており、2年目の負担が少額となっているため、全体として減となっております。

今後、事業も本格的に進捗していく予定であるため、国に対する財源確保のための積極的な要望活動を行うための旅費や、取得する土地の測量に要する費用、事業者選定に係る費用、また、地域住民を対象にした先進地視察費用等を計上しております。

最後に4款、1項、予備費は本年度、1,500万円を計上し、前年度と比較して150万円の増となっております。

歳出については以上となります。

なお、32ページから39ページまでが人件費に関する明細書、また40ページ、41ページが債務負担行為に関する調書となっております。

以上で令和6年度、一般会計当初予算についての説明を終わります。

引き続き、新たなごみ処理施設関連及び、火葬場に関連する事項について、再編建設推進室より説明させていただきます。

【杉丸室長】

引き続き、議案第4号の令和6年度一般会計当初予算案に関連いたします事業等の補足説明をいたします。

令和6年度当初予算案、歳入の3款1項1目、清掃費国庫補助金としまして、32,343,000円の歳入を見込み、計上していますが、これは、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、令和5年度から6年度の2カ年にわたって実施している新たなごみ処理施設建設の事前準備段階での取組となる計画支援事業の2年目、令和6年度実施予定の取組への予算に充当する財源であり、歳出の3款2項11目、新清掃工場建設準備費の12節、委託料での施設整備に関する計画支援業務委託料として執行し、新施設の建設に向けた取組を進めていくこととしているものです。

では、令和6年度以降に実施するこの計画支援事業をはじめ、新たなごみ処理施設の建設推進に関する今後の取組について概要の説明をいたします。

まずは、補足資料①、一般廃棄物処理施設建設の事業スケジュール(案)としてありますA3横の資料をお願いします。この資料は、今後の新たなごみ処理施設の建設推進に関する事業スケジュール案を整理し、お示ししています。資料中、表の向かって左側に施設建設に係る業務と、緑の枠に縦書きで記載していますが、この取組が主に計画支援事業となります。

まず、①の施設整備基本計画・基本設計等は、現在、令和5年度に実施している取組ですが、新施設の建設整備への基本項目、基本条件などを整理し、プラントメーカーが主体となる建設事業者の公募開始の公告において公表する詳細な仕様書となる要求水準書に、その内容を反映させるため策定するもので、本年1月中の策定を目指していましたが、現在、素案の一部の項目の整理がずれ込んでいますので、できるかぎり早期に計画案を取りまとめ、皆さまにご報告させていただくよう作業を進めている状況です。また、基本計画

の策定と同様に、現在進めているPFI等導入可能性調査も、新施設建設の事業の市場調査と位置付け並行して取りまとめを進めています。

次に、②の住民説明及び協議ですが、これは建設予定地の桂川町九郎丸区をはじめとして、周辺地域への計画案の説明を、今後も適宜実施していくこととしており、必要に応じて丁寧に対応していきます。

次の③、用地取得・立木伐採補償は、現在、建設用地の地権者となります桂川町九郎丸生産森林組合代表者の方々等との交渉に着手していきまして、できるかぎり早期の交渉成立を目指し進めています。

次に、④の敷地造成設計は、令和6年12月を目途に設計図書を策定し、令和6年度中に工事発注の手続きを行う計画で進めています。

次に、⑤の建設工事発注事務は、業務を委託している専門のコンサルタント事業者の支援を受け、新施設建設の基本設計を並行し進めている状況ですが、今後は、建設事業者からの事業提案を受けるための公募資料の作成のほか、令和6年3月に公表を予定している当該事業の実施方針の策定、さらには建設事業者の選定及び工事発注に向けての要求水準書を令和6年5月に策定するよう計画し進めています。

次に、⑥の建設事業者の選定では、公募型プロポーザル方式を採用し、要求水準書の策定後、令和6年6月に事業提案公募開始の公告を行い、令和6年12月に優先交渉権者の選定、その後、令和7年2月に組合議会定例会での報告を経て、構成市町の議会にも、同年3月議会で報告させていただくように計画しています。なお、優先交渉権者との契約締結は、現在、令和8年2月の組合議会定例会での予算可決後を想定していますが、優先交渉権者との施設建設実施設計等の調整が整いましたら、臨時議会を開会いただくことも視野に、速やかな予算の上程と契約の締結を図っていきたくと考えております。また、このことは、適宜、構成市町の担当課及び財政担当課にも情報提供を行いながら連携して進めていくように計画しています。

次に、表の左側に黄色で表示し、施設整備事業としている区分の、計画支援事業以外の取組になりますが、まず、⑦の都市計画決定手続き等では、この建設予定地を含む一帯の山林は保安林指定を受けていることから、造成工事着工の前に、その保安林解除の手続きを終える必要があり、令和6年8月末ごろまでの解除を見込み、現在、県の担当課を通じ、林野庁との協議を進めている状況です。また、都市計画区域内における一般廃棄物処理施設の建設は、当該区域内にて都市施設としての計画決定を受ける必要がありますので、現在、桂川町と県担当課との協議等を適宜実施し、令和6年度末までにはその手続きを完了するように進めております。

次に、⑧の造成工事は、現在、令和7年度からの着工を計画しており、その間に、⑨の施設建設工事は、優先交渉権者との実施設計等の調整を並行して進めていくように計画しています。なお、建設工事は、現在、令和8年度下半期からの着工を計画しておりますが、少しでも早期に着手することが可能となるよう、優先交渉権者との調整を進めていくように努めてまいります。

次に、予算手続きとしている区分では、新たなごみ処理施設建設に係る財源確保のため

の取組としまして、国・県への要望活動の計画を⑩、⑪のように記載し、その実施を計画しています。

まず、⑩の国の交付金は、現在も活用して計画支援事業を実施していますが、今後、具体的な施設建設の事業費が必要となることを見据え、環境省への要望活動を令和6年7月頃より随時行っていくように計画しています。

また、⑪の起債の要望活動では、令和7年度以降の工事着工を見据え、一般廃棄物処理事業債と、対象の構成市町では過疎債の活用が必要となりますことから、両起債の財源枠の確保に向け、令和6年度当初より、国・県等への要望活動を、随時、構成市町と連携し実施していくことを予定しているものです。

なお、資料中の下段には、組合議会と構成市町議会の定例会の時期を記載していますが、今後の事業の進捗状況によっては、定例会開会時以外にも、必要に応じて臨時議会や、常任委員会も開会いただくことを念頭に、細やかにご報告と、必要に応じて議案提出によるご審議を行っていただくように努めていきます。

では、次に、補足資料①-2、令和5年度からの保安林解除・都市計画関連スケジュール案の資料をお願いいたします。この資料は、先ほどのスケジュール案の中でも、少しご説明しましたが、現在、当施設組合で、林野庁及び県との協議を行っている保安林解除への手続きと、県及び桂川町と調整しています都市計画決定手続きのスケジュール案を整理しているものです。上段の緑で表示している部分が保安林解除のスケジュール案ですが、この手続きは本年度の初旬から県との協議を行いながら、申請書の案を作成してきたところですが、今月中に県に解除申請書を提出し、その後、県と林野庁との協議及び審査を経て、本年8月末ごろの保安林指定の解除を目指し取り組んでいるものでございます。また、下段の都市計画決定手続きでは、上段の保安林解除の決定によって、本年8月末までに県庁内の協議と調整を終えました後、桂川町と県によります諸手続きを経て、令和7年3月末ごろに都市計画決定を受けるように計画し、現在、その作業を進めているところです。

では次に、補足資料①-3、計画平面図案のA3横の資料をお願いいたします。この計画平面図の案は、現在、進めている新施設建設用地の造成計画の現段階の案として検討している内容をお示ししているもので、地盤高92mで、平場面積を約3ha 確保し、法面を含む地形の改変面積を約 5ha とするよう計画しています。これは、今後の開発行為に関連する保安林解除の面積を必要最小限に留める必要がありますことから、この面積での計画を進めているところですが、今後も、県やコンサルタント事業者と、詳細な部分の調整を図り、本年6月に予定している建設事業者からの事業提案の公募開始の公告時に公表していくよう計画しています。なお、資料中の平場面積、約 3ha 内の施設配置の図は、あくまでもイメージとして記載しているもので、この配置も、建設事業者から事業提案を受ける内容となります。また、この図面資料は、現在、進めている保安林解除の申請にかかる林野庁及び県との事前協議において使用している図面資料でございまして、縦横に赤い点線を表示していますのは、森林法に基づく林地開発許可制度での開発区域と想定している範囲の表示で、取得を予定している土地の範囲とは異なりますのでご了承ください。なお、この計画図は、県との協議により、まだ少し変更が生じることが見込まれますので、

計画がまとまった際には改めてご報告させていただきます。

では、次に補足資料①-4、環境施設等の建設に係る事業者選定委員会委員名簿の資料をお願いします。この資料では、今後の実施を計画している建設事業者の公募による事業提案の審査、選定に対応いただく事業者選定委員会委員の名簿をお示ししているものですが、同委員会規則第3条の規定に基づき、学識経験を有する委員5人、関係行政機関の代表者として構成市町副市長、副町長の3人、地元住民等の代表者1人の合計9人の外部委員による構成で設置し、去る1月30日に第1回目の会議を開催したところです。また、補足資料①-5では、関係行政機関の代表者である構成市町副市長、副町長の3人を除きます委員6人の選任理由を整理しておりますが、先ほどの委員名簿と、この選任理由の両資料は、本年1月25日付けで事務連絡としてお知らせしていただきましたので、本日は内容の説明を割愛いたします。

次に、補足資料①-6、A4縦の資料となります。これは、事業者選定委員会の今後の開催スケジュール案についてお示しするものですが、去る1月30日に開催した第1回会議以降、今後、評価基準書や募集要項の策定、要求水準書等公募関係資料の確認等、及び提案内容の審査などの各事務に対応いただき、令和7年1月に予定しています組合長への答申までの計8回の開催を計画しています。

次に、補足資料①-7、一般廃棄物処理施設の建設及び運営事業実施方針素案として資料をお願いします。この資料は、当施設組合が実施する新たなごみ処理施設建設事業の実施方針を策定し公表する必要がありますので、その内容について整理しお示ししているものですが、この実施方針は、民間資金等の活用に関する公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条の規定に基づき、事業の公平性及び透明性を確保し、その概要をあらかじめ公表して周知することで、民間事業者による事業の参画を促すとともに、市場調査として取り扱うこともできる取組として、先ほどの補足資料①、事業スケジュール案でも若干説明した、今後の建設事業者への事業提案の公募開始の公告を行う前に遅滞なく公表することが必要とされている取組になります。公表は、本年3月中の実施を予定し、現在、その内容の整理を進めているところですが、本日は、公表する内容のその概要について説明させていただきます。この実施方針で公表する内容としては、ページの下段から以降に整理していますが、まず、項目の1、特定事業の選定に関する事項として、①事業内容に関する事項で、事業の名称、対象となる公共施設の種類、施設の管理者、事業目的と内容、スケジュールや法令等の遵守に関する項目を整理し、事業方式や期間、業務範囲などの内容を示します。

では、資料の2ページをお願いします。②の特定事業の選定と公表に関する事項で、選定基準、選定方法、選定結果の公表についての内容を整理して示します。

次に、項目の2、民間事業者の募集及び選定方法に関する事項として、①事業者の募集及び選定方法、②ではその募集及び選定の手順、③応募者の備えるべき参加資格要件、④は審査及び選定に関する事項として、審査及び選定の透明性と公平性を確保することを目的に、事業者選定委員会を設置することを周知するほか、選定委員の名簿も記載します。

次に、項目の3は、民間事業者の責任の明確化等、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項、項目の4では、公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項として、施設建設地の所在、敷地の平場面積、都市計画に関する事項などの情報を表示します。

では、資料の3ページをお願いします。項目の3の②は、建物等の概要となり、この事業で整備する建物が、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設であることを示し、他にも管理棟や計量棟などの必要となる設備も整備することを表示します。

そのほか、項目の5では、特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項を。項目の6には、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項。項目の7は、法制上及び税制上の支援並びに財政上及び金融上の支援に関する事項として、事業者への補助及び出資等の支援はいずれも行なわないこととする方針を示します。

では、4ページをお願いします。項目の8では、その他、特定事業の実施に関し必要な事項として、①議会の議決に関すること。②情報提供及び情報公開について。③応募に伴う費用負担。④この実施方針に関する問い合わせ先などの、それぞれの事項を記載します。このような新施設建設事業にかかる事務手続きに関する内容を整理するこの実施方針を、本年3月に公表し、その後、本年6月の公募手続きの公告へと進めていくこととなります。

なお、この実施方針の公表に関しては、民間資金等の活用に関する公共施設等の整備等の促進に関する法律第15条第1項及び同法施行規則第2条の規定により、事前にこの実施方針の策定見通しに関して公表することが必要と定められておりますので、一般廃棄物処理施設建設及び運営事業とする特定事業の名称、事業期間、事業概要、施設建設の立地等の内容を取りまとめ、2月下旬に実施方針策定の見通しとして公表するように予定しております。

次に、補足説明資料②、一般廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計書素案の概要と題している資料をお願いします。この資料は、新たなごみ処理施設の建設推進に伴います施設整備基本計画・基本設計書の概要と、素案策定の進捗状況等についてご説明させていただくものですが、この基本計画と基本設計書は、全体が約230ページ、14章立ての紙面構成での策定を進めており、資料中、左上の項目1に記載していますように、施設建設に必要な施設の規模や処理能力、それに採用を見込む処理方式、環境保全への基準値、付帯機能整備や施設運営方式などの基本的な事項などを整理し、その策定を進めているものです。

また、本年6月の実施を計画している建設事業者に向けた事業提案公募の公告の際に公表する詳細な仕様書、いわゆる要求水準書の根拠となる計画であり、今後、策定が完了した後、本年4月中に公表することを目標にしているものです。

では、項目の2ですが、これは、新施設の建設における基本項目として計画書の第1章に記載する各項目の案を記載しています。この新施設の建設に求める基本項目には、構成市町の総合計画、それに国、県等が示している上位計画や関連計画等から、当組合管内

における将来の一般廃棄物処理に関し、必要かつ重要になると見込む取組等のキーワードを抽出して取りまとめ、基本方針案として、1、安全性及び安定性の高い施設から、7、景観に配慮し、地域に親しみを持たれる施設とする、全7つの項目案に沿った施設の建設を求めていく方針とするように考えています。

次に、項目の(3)は、当該計画書の第2章から第14章にかけ整理します、新施設で整備する主要な設備の案をまとめているものですが、こちらには受入供給設備、焼却設備、燃焼ガス冷却設備、それに排ガスの適切な処理に必要となるばいじん除去設備などの各設備の方式、このような新施設に必要と見込まれる設備をそれぞれ整理し表示しますが、中でも、表中の下から2段目の給水設備については、新施設も現在の桂苑と同様に、プラントや日常で使用する水は地下水を活用するよう計画していますが、この地下水は周辺の農地にて農業用水にも活用されている現状があることから、渇水時などの万一の場合の対応等を見据え、上水での給水にも対応できる給水設備も整備して行くように計画します。

では、向かって右側の施設の基本項目案としている内容についてですが、新施設の建設場所のほか、この施設建設では、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の両施設を建設することを示し、それぞれの施設では、可燃ごみ処理施設が1日当たり220t、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、空きかん・空きびん、プラスチック類を処理するマテリアルリサイクル施設が1日当たり合計で24.7tとする処理能力を記載します。また、可燃ごみ処理施設の炉数の構成を2炉とし、煙突高を59mとして整備することを表示します。その下のごみ質は、可燃ごみ処理施設のプラントの設計で必要となります、ごみ質の基準値として、管内の既存施設でこれまで実施されてきているごみの組成分析調査の結果を踏まえた基準ごみ、低質ごみ、高質ごみのそれぞれの基準値を定め表示します。

資料の2枚目をお願いします。ここから本資料の3枚目にわたっては、当該計画書に記載する事項のこれまでの検討内容と、その整備の方針または方向性を記載しており、第3章に記載します公害防止基準の設定、第4章の処理方式の選定、第5章の余熱利用計画、第6章の焼却残渣の処理計画、第7章の施設配置計画、第8章のプラント計画、等々の事項に関してまとめています。

本日はそれぞれの説明を割愛させていただきますが、後ほどご確認いただければと思っております。

また、資料の4枚目には、第9章に記載する土木建築計画、第10章の防災機能の検討、第11章の環境啓発施設、第12章の運転・管理計画、第13章の事業工程、第14章の財源計画に関するそれぞれの計画事項については、現在も作成作業中ですので、それぞれの素案がまとまりました際には改めてご報告させていただきます。

以上、補足説明資料②の一般廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計書素案の概要説明となりますが、この計画につきましてはさらに内容を精査しまして可能なかぎり早期の策定に努め、今後、4月中に当組合のホームページにて公表する予定としております。

次に、令和6年度一般会計当初予算、歳出の3款1項1目の筑穂園管理運営事業費と、

同2目の飯塚市斎場管理運営事業費に関連し、現在、令和5年度事業として実施している火葬場劣化診断調査等業務の進捗状況について説明いたします。

補足説明資料③の飯塚市斎場、筑穂園の劣化診断調査等業務の進捗状況についてとしている資料をお願いします。

まず、項目の1、調査の目的と、項目の2、調査対象施設に関しまして、現在、当組合管内にある飯塚市斎場、筑穂園、嘉麻市斎場、この3つの火葬場施設のうち、飯塚市斎場と筑穂園については、開設から、飯塚市斎場が31年、筑穂園については46年が経過しており、その劣化が深刻化している状況ですので、両施設の適切な改修等を可能なかぎり早期に検討していく必要があるものと考えています。このため、3の項目になりますが、令和5年9月26日から本年3月22日までを期間とし、コンサルタント事業者に両施設への劣化診断調査等業務の委託を実施しており、項目の4に記載している各調査をこれまでに実施してきています。中でも、特に(3)の施設装置の状況調査で、主に躯体の劣化状況を中心に施設の設備や基礎部分の状態を測定機械を使用し調査を行っています。

2ページの項目5、調査の進捗状況として記載していますように、3種目の調査のうち、測定機器を用いた2種目の調査では、1つはシュミットハンマーという専門の機器を用いてコンクリート強度の診断を実施し、もう1つは鉄筋腐食探査機器 iCORE という機器を使用し、鉄筋の腐食度合の測定を実施していますが、3ページ上段の項目の7、調査の結果に記載していますように、これらの測定による診断結果では、コンクリートの強度、それに鉄筋の腐食度合に、特に異常は見当たらなかったとの報告を受けています。しかしながら、両施設内における目視での調査では、飯塚市斎場では、屋外のタイル部分が破損していたり、火葬炉では断熱材が剥がれ落ちてきている状況や、待合室と収骨室には大きな雨漏り跡も確認されており、以前には待合室の天井が腐食し落下してきたという状態も確認されています。

また、筑穂園では、告別室の壁の部材が一部剥がれ落ち、渡り廊下、告別室、待合室のホールに大きな雨漏り跡が見られております。このような告別室や待合室は、利用者の往来が多い場所であり、壁材が剥がれ、落下し事故となる可能性もあるということで、できるかぎり早期に補修等の対応を行うべきとの報告も受けております。

項目の8では、今後の調査業務として残る業務委託期間での調査項目を記載していますが、これらの調査が完了し、総合評価を確認した後に、令和6年度も両施設の適切な維持管理に努めながら、将来の施設再編整備を検討していきたいと考えています。

以上、議案第4号、令和6年度一般会計当初予算に関します補足説明を終わります。

【江口議長】

ただいま説明がありました議案第4号については、事前質疑通告がなされておりますので、これより議案に対する質疑を許します。発言は、質問事項一覧表の番号順に行います。14番、林英明議員に発言を許します。

14番、林英明議員。

【林議員】

新たなごみ処理施設の建設用地について質問します。資料の3枚目を見ていただけませんか。

計画平面図の案、真ん中の白い所が新しく建てるごみ処理施設になりますけれども、この図面通り焼却施設が完成したとします。30年後、建て替えになると思いますが、これがまた桂川町九郎丸になるかどうかは分かりませんが、候補地の一つには上がってくるでしょう。もし建て替えになった場合、これを稼働しながら次の焼却炉を図面の右側に建設ということになりますけれども、この辺りはちょっと難しいでしょう。この右側には、現在稼働している焼却炉で、令和12年度には解体予定のものです。将来を見越して建設計画を立てるべきだと思います。そこで、この図面の左側、これまだ町有地です。ここもまだ町有地でかなり余裕はあります。民有地と比べ格安で買えると思いますので、建物を左側に寄せる計画にすれば、今後、現在の施設の場所に建てることできると思いますけれどもいかがでしょうか。将来を見越して建設計画を立てるべきだと思います。図面の左側が町有地でかなり余裕があります。民有地と比べ、格安で買えると思いますので、30年後に建替えになった場合は、建物を左側に寄せる計画にすればできると思いますけどいかがでしょうか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

質問者が言われます通り、現段階におきまして、今回の施設建設のその次の施設の建設予定地については、現段階ではその方針が定まっておられません。また、地元の説明におきましても、そのような内容等については、現状では説明をしておりません。

また、先ほどご提案をいただきました件ですが、今回、この取得を予定している用地につきましては、保安林の指定を受けているところで、県を通じまして林野庁からもできるかぎり解除の面積について必要最小限にするようにと指摘がなされていますので、現施設の方にすり寄ったような図面の状況となっているところです。

従いまして、ご意見いただきましたけれども、左側の町有地の方に若干広めにずらしながら建設するということは、この保安林解除の観点から困難であるものと考えます。

【江口議長】

14番、林英明議員。

【林議員】

保安林の解除はなかなか難しいということですが、それが難しいのであれば、この進入路と駐車場、これを左右逆にすれば、次回の時にはある程度場所が取れるのかなと思います。

すけど、その辺はどうか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

現状では、この計画平面図を用いまして、林野庁や県との保安林解除の申請協議を行っております。今後の変更というのは、困難な状況と思いますが、できるだけ質問者のご意見の内容を踏まえ、今後、検討を進めていきたいと考えます。

【江口議長】

14番、林英明議員。

【林議員】

将来のことも頭に入れながら計画を立てていただきたいと思います。

次の質問、火葬料金について。

これについては、令和4年2月、令和5年10月と2回にわたり質問いたしました。

2回目の質問の回答では、すぐにできるような非常に前向きな回答だったにもかかわらず未だにできていません。この辺はどうなっていますかね。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

施設課長。

はい。ご質問にお答えさせていただきます。

火葬料金の統一につきましては、前回の定例会で火葬料金について管内居住者については、それぞれの施設の市内料金を適用することで統一を図るよう検討していくとお答えしておりました。

その後、組合内で管内居住者は市内料金を適用することを検討してまいりましたが、いくつかの課題が発覚し、慎重に検討していく必要があるため、只今、その準備を進めているところであります。

まず、一点目がですね、現在火葬施設3施設は指定管理者によってその管理を委託しており、利用料金制により委託されているため、利用料金を変更すれば委託契約の見直しを行わなくてはなりません。

また、指定管理委託は令和4年から5年間の基本協定を取り交しており、受託業者も5年間を見据えた経営を行っているため、途中で契約金額の変更を行えば経営内容の見

直しを行わなければならなくなり、円滑な施設運営に支障を及ぼす恐れがあります。

次に、現在の火葬料金の設定において、それぞれの自治体の意図があって設定されております。そのため、組合の意向でそれを変更する際はそれぞれの構成市町の意向に配慮しなければならないと思います。

以上のことから、火葬料金の管内統一見直しについては、構成市町と十分協議し、意向を尊重しながら慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【江口議長】

14 番 林 英明議員。

【林議員】

まあ色々言い訳があるようですけどね、今言われた指定管理委託。この件では、例えば改正した場合、庄内地域の人が嘉麻斎場に行った場合は 6 万 8,000 円が 1 万円になります。この差額をですね、施設組合が払うとかすれば収まる話で、そう頻繁にあることではないので難しくはないと思っていますけどね。

それと、それぞれに市町の条例改正なんかもやる気があればすぐできるはずですけどね。その辺はどうでしょうか。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

施設課長。

ご意見いろいろとありがとうございます。

各市町とも協議を進めながらですね、慎重に本件検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

【江口議長】

14 番 林 英明議員。

【林議員】

これはあの、2 年前からも言っていることなんですからね、早目早目にやってください。

次の質問いきます。関連してから火葬場について。

火葬場は、今、嘉麻斎場ができて 7 年で非常に新しいんですけど、飯塚市斎場と筑穂園は古くてですね、現在劣化診断調査が行われております。で、2 月下旬には結果が出るようです。で、これを別々に建設するのか一つにまとめて建設するのかということになると思います。

ゴミとかし尿の場合は地元で迷惑がられている傾向にありますけども、この火葬場は地元からほしいという要望が多いようです。要望通りにすれば、まあ別々に建設ということになりますけども、それでは施設組合に大きな負担がかかってきます。一つにまとめるべきだと私は思っております。理由は、人は一生のうち火葬場に何回行くことになるのか、祖父、祖母、父、母、兄弟などの葬式で多くて10回くらいでしょうか、少なくとも2,3回でしょう。平均して5,6回くらいではないかと私は思っております。

もし一方の火葬場がなくなった場合、もう一方の火葬場へ行くのに余分に使う時間は、往復にして1時間、6回で6時間です。一生のうち、わずか6時間多く時間をとられるだけだと私は思っています。

なくなってしまう火葬場を利用している住民の方には気の毒ではありますが、十分な許容範囲だとは思いますがいかがでしょうかね。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

先ほどの令和6年度一般会計都市予算案の補足説明でもご説明させていただきましたように、現在の筑穂園、それから飯塚市斎場におきましては、老朽化が深刻化している状況を把握しております。このため、毎年、適切な維持管理の対応に努めてまいりますほか、できるかぎり早期に両施設の再編整備につきましても方向性の検討を行っていきたいと考えています。

【江口議長】

14番、林英明議員。

【林議員】

はい。十分な検討をお願いします。最後に、この飯塚市斎場と筑穂園。それに新施設建設予定の桂苑、そして飯塚クリーンセンター。この4施設の老朽化の現状について。また他の組合施設も視察しておく必要があるのではないかと考えていますが、執行部に検討をお願いしたいと思います。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

はい。前回組合議会議員の皆様、管内施設の視察をしていただいたのが、令和2年

1月だったと思います。そこから可燃ごみ処理施設につきましては、再編も行われていき、それぞれの施設についても老朽化が深刻化している状況が見られていますので、今後、できるかぎり早いうちに管内施設の視察につきまして企画させていただければと考えております。その際は改めてお知らせさせていただきますので皆さまのご参加よろしく願います。

【江口議長】

他に質疑はありませんか。10番、道祖議員。

【道祖議員】

2点お尋ねしたいと思います。マテリアルリサイクル処理施設が書かれておりますけど、一般廃棄物に占める紙オムツの処理量が環境省の資料では、2030年には6.6%から7%くらいになるだろうと。そして、この紙オムツは、水分が約70%含まれると。だから、どんな形の清掃工場を作っても、燃焼効率が悪い。燃やすために燃焼効率を上げるための工夫や燃料が必要になってくると言われておりますので、この取扱いについて考えていくべきだということを、一度飯塚市議会で提案して検討するという回答をいただいていたんですけど、組合が広域になっていきますので、広域の中でも取扱いについてどうするか一考していただきたい。このまま新しい形の新施設清掃工場はどんな形のものができるかわかりませんが、これの取扱いについては環境省も進めておりますので、十分に事務局で検討していただきたいと思いますので要望しておきます。ご返答いただければ幸いです。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

はい。ありがとうございます。今、議員おっしゃいました紙おむつ等の分別収集につきまして、以前より飯塚市の担当課からもお話しを伺いまして、構成市町担当課長の皆さんと共に先進地であります大木町の施設に行きまして調査研究を行ってきたところでございます。その内容について、当組合管内でも対応が可能かどうか、今後さらに構成市町担当課とも連携して研究を進め、検討していきたいと考えています。以上でございます。

【江口議長】

10番、道祖議員。

【道祖議員】

新しい施設が稼働しても、投入すれば効率が悪いということになりますので、十分な検

討をお願いします。それともう1点ですけど、今日の朝、日本経済新聞を読んでいますと、ごみ焼却時のCO₂削減へという記事が出ておりました。現在、環境省が、二酸化炭素低減に向けて、国としていろいろ取り組んでいますけど、経済産業省所管の新エネルギー産業技術総合開発機構が、脱炭素投資を支援する総額2兆円越しの政府のクリーンイノベーション基金から399億円を拠出するという記事なんですけど、これは、ごみ焼却炉から出る二酸化炭素、CO₂を効率的に回収したり、廃棄物を新たな資源として活用したりする技術の実現を目指すということらしいです。当然、環境省がこういうことを進めていこうとしておりますので、新たな清掃工場を造ろうとして交付金を要望し、確保を今後進められるでしょうけど、こういうことも頭に置きながら、国の考え方を確認しながら交付金を多くもらうためには、どんなことがあるかよく検討して取り組んでいただきたいと思います。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

内容につきまして、詳しくはまだ見切っておりませんが、現在の循環型社会形成推進交付金におきましては、発電やバイオガスを作る機能を持ったごみ焼却施設について交付金の対象となっておりますが、今回、この発表された資料におきましては、エネルギーを作るだけでなく、焼却炉自体でCO₂の排出削減を目指すということが目的にもなっているとので、今後、プラントメーカーを主体とします建設事業者からそれぞれ提案が上がってくると思いますが、その際には、こういった内容についても検討に含めていくように、その内容の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

【道祖議員】

よろしくをお願いします。

【江口議長】

他に質疑はありませんか。

12番、城丸秀高議員。

【城丸議員】

令和8年2月に、組合議会予算可決後に契約締結という説明がありましたが、これについては、DBOに対する契約ということでよろしいでしょうか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

おっしゃるとおりでございます。この段階では、令和 7 年と表示しておりますが、詳細には令和 8 年になります。7 年度、8 年の 2 月に組合議会からの予算可決をいただいた後に、契約締結を行う予定としておりますが、こちらにつきましても DBO 方式で選定した優先交渉権者との実施設計の調整が早く行われますと予算が確定しますので、その際には臨時議会等も開催させていただくことも議長に相談させていただきながらできるかぎり早めの契約を結びたいと思っております。

【江口議長】

12 番、城丸秀高議員。

【城丸議員】

であればですね、造成工事实施設計が 7 年度の 4 月からするようになってますけど、予算を見たかぎりではその分の予算は全然上がっていませんけど、どういうふうな対応をされる予定ですか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

今のご質問の造成工事の予算についてですが、現在、先ほどの保安林解除の申請手続きにおきまして、どの範囲を開発するのかというところを、県と共に協議を進めている段階でございます。造成の計画自体がまだ固まっておりません。今後、造成設計が煮詰まりました際には、改めて予算を積算しまして、かかる事業費の予算を計上させていただき、必要に応じては、臨時議会等開会いただきながらその旨をお諮りしていきたいと考えております。

【江口議長】

12 番、城丸秀高議員。

【城丸議員】

そしたら、補正予算とかそういうのに対応しますということによろしいですか。

【杉丸室長】

その通りです。

【城丸議員】

もう1点質問したいんですけど。6年度の終わりに優先交渉権者の報告を行うと書いてありますけど、我々、県央議会は選定委員が決まるまで何も分からない。過程が何も分からないわけですね。それで提案というか要望ですけど、選定委員会の12月にプレゼンテーションでのヒアリングを設定してあると思いますけど、それは公開ですか、非公開ですか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

選定委員会の規則に規定をしていますけども、この選定委員会については原則公開とさせていただきます。ただし、今後の審査によって影響があると会議で判断がなされた場合には、非公開にすることも決定されますので、その点につきましても、選定委員会にお諮りしながら判断を仰ぎたいと考えております。

【江口議長】

12番、城丸秀高議員。

【城丸議員】

我々としては、最終的に予算を可決する審議をせないかとですね。それを参考に私、通したいと思しますので、ぜひ公開でやっていただきたいと要望です。

【江口議長】

他に質疑ありませんか。

3番、石原浩二議員。

【石原議員】

石原浩二でございます。補足説明資料のですね、事業スケジュール案の中の施設整備事業をお尋ねさせていただきます。建設事業者の選定で公募型プロポーザル方式ということで、要求水準書を令和6年5月までには策定しまして、令和6年6月中に公募を開始する。令和6年12月に優先交渉権者の選定を行うということで、この間でプロポーザルが行われるのではないかとこのように理解しております。その中で、施設整備事業の建設工事については、DBO方式ということで、企画発注ということで理解しているんですけども、この造成工事に関して、これは分離発注で行っていくのか。このDBO方式で選定した業者が一体的に施工していくのか、この辺をお尋ねさせていただきます。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

質問者おっしゃられるように、この施設につきましては、建設を DBO 方式で行って進めてまいります。造成工事につきましては、前回、正副組合長会議でご審議いただきまして、分離発注で行うように方針を立てております。

【江口議長】

3 番、石原浩二議員。

【石原議員】

ぜひともよろしく申し上げます。地元の業者がおられますので、ぜひとも地元で工事要請をしていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

【江口議長】

他に質疑はありませんか。

2番、田中義幸議員。

【田中副議長】

プロポーザルの選考方法についてお尋ねしたいんですが、学識経験者を有する人 5 名ですかね。関係行政機関の代表者ということで、各自治体の副市長 3 名ですね。それと地元の代表者 1 名で合計 9 名の方が選考委員ということで計画をしているということなんですけども、飯塚市のプロポーザルに関するガイドライン、実際に見たわけではないんですが、嘉麻市でも義務教育学校でプロポーザル方式で業者選定を行ったんですが、その時に出てきたアンケート等の内容で、学識経験者の方々の採点というか、選考を優先してほしいという意見もあったんですよ。実際の採点の方法ですよ。それはどのような形になるのか。最高と最低を除いた中間のところから平均点を出してという方法もあるんですが、具体的にはどのような形になるか教えてください。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

採点の方法というご質問でございますが、こちらにつきましては、今後 12 月に各建設事業者から提案がなされました内容について、プレゼンテーションをしていただいて、優先交渉権者を選定していくという流れになりますが、その際の選定の基準をそれまでの間にできるかぎり早いうちに作成を行います。制度上では、この提案公募の告示を行う際には、この採点基準も公表する必要がありますので、その策定した採点基準に沿って、選定

の採点を行っていくということになります。現在、まだその基準の素案は作っていませんので、今後いろいろなご意見等も伺いながら、基準書を策定していきたいと思います。その際には議員の皆様にもお知らせしていきたいと思っております。

【江口議長】

2番、田中義幸議員。

【田中副議長】

採点のやり方ですね。採点表ですか。それはまだできていないということなんだけど、これは仮に今から作っていきますので、その後、議会を開いて皆さんに紹介をするということで理解していいですか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

今回の公募型プロポーザルの実施につきましては、今年6月に公募の告示を行います。その前には、先ほどの採点基準も策定をいたしまして、それらの手続き上の関係を組合議会にお知らせする必要があると考えておりますので、臨時議会の開会、もしくは常任委員会の開会等を議長と相談しながら検討していただくよう考えているところです。

【江口議長】

2番、田中義幸議員。

【田中副議長】

嘉麻市でも前例がございますので、十分参考にさせていただいて、その採点の内容、取組をお願いしたいと思います。

もう一点よろしいですか。

先程のあの、火葬場の関係なんですけどね、これ質問通告していなかったので申し訳ないんだけど、あの残骨灰の関係でですね、実はあの嘉麻市で一般質問したことがあるんです。残骨灰の中の貴金属の取扱いについてですね、結構なあの自治体によっては収入があるという話を聞き及んでおります。それで嘉麻市の一般質問の中ではですね、これはあの要するに県央の方でそれは扱っているんでという話があったもんですから、その残骨灰中の貴金属の取扱いについて何かあのご説明することがあればお願いします。

【江口議長】

施設課長。

【伊藤課長】

施設課長。

はい、只今のご質問ですけれども、当組合では、残骨灰につきましては、今、指定管理の方の業者から残骨灰のですね回収業者の方に委託という形で処理をしてもらっておりまして、特に今のところ貴金属類についての取扱い等はこちらの方では指定はしておりません。また今後も当方としてもですね、都度検討はさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

【江口議長】

2番 田中 義幸議員。

【田中副議長】

残骨灰中の貴金属ですね、それがどのくらいの価値があるのか、それも調査をしていただきたいと思ひますし、今後の指定管理の委託料もですね、それに応じてですね減額するなりですね、考慮すべきのように思ひますのでそこら辺の調査をね十分していただきたいと思ひます。

【江口議長】

他に質疑はありませんか。

4番、小幡俊之議員。

【小幡議員】

飯塚市議会の小幡でございます。本日から参加させていただきましたのでよろしくお願い致します。3点ほどお尋ねしたいんですけども、補足説明資料①の事業スケジュール案について、施設建設に関わる業務の①にPFI導入の可能性調査というのが、1月末で完了したようなスケジュールになっていますけれど、この調査結果報告書というのはもう皆さんに配られているのでしょうか。どのようになっていますでしょうか。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

大変申し訳ございません。このスケジュール案①の施設整備基本計画基本設計書の枠内に、PFI導入可能性調査を本年1月で完了するというスケジュールを立てていましたけど、現在、その取りまとめについてずれ込んでいまして、結果報告を取りまとめている最中でございます。このPFI導入可能性調査につきましては、DBO方式とする事業方式での施設建設を進めるために、PFIと同種の取組となるものですから、国の交付金の活用においてこの条件が付けられており取組んでいる調査になります。この結果につきましては、国等への報告と共に公表等いたします。その前段には、議会にもお知らせをしていくように考えているものです。

【小幡議員】

方針が先に進んでいますけど、やはり報告は早めに議会の方にさせていただきたいと思います。今話しの中で国からの交付金の話が出ましたが、事業スケジュールの中の⑤に令和6年5月末には要求水準書を発表をするようになっておりますね。この水準書というのは仕様書なんでしょうけど、この仕様書は、今から当組合が計画している処理施設においてはDBO方式でいろんな提案が出てくるとは思いますけど、あらゆるものに対して環境省の補助事業となり得るのかどうか、その辺をお尋ねします。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

要求水準書として策定しますその内容につきまして、様々な処理方式のどれにも対応ができるのかというご質問でよろしかったでしょうか。

先ほどご質問いただきました施設整備基本計画の策定に関しまして、国内に9つほどあります大手プラントメーカーさんに、過去、アンケート調査等を実施してきています。その際に、当組合が施設建設を進めていくにあたりまして基本的な条件等を示し、参入する意向があるのかどうかというようなご回答をいただいたところですが、その際、各プラントメーカーとして提案をしてくる見込みのある処理方式について、いくつか絞られてきており、それら複数のプラントに対して、いずれも対応できるような要求水準書の策定を現在進めているということです。

【江口議長】

4番、小幡俊之議員。

【小幡議員】

確認しますけど、提案者であるプラントメーカーの処理方法については、環境省の補助対象事業ということで、我々としては把握してよろしいということですね。2市1町においては、財政にかなりの負担になります。補助金が出ないと大変なことになりますので、その点、事務局もしっかり確認してください。最後に、ご存じの通り大任町とか田川市で処理施設においてはかなり新聞報道等で問題が出ております。根本的な原因は情報公開です。本組合も、組合発注の工事であったり、入札が過去行われてきておりますが、私が知る範囲では入札結果の報告等が一切なかったのではないかと。間違っていたらすみません。事務局として、今後大きな事業を今から扱っていきます。そういった入札結果の報告を今後どのようにするかお考えがあれば教えてください。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

当組合としましては、これまでも工事の入札結果報告、業務委託等の入札結果報告と、定例会の間隔が長くなりますが、その間の定例会の度に行わせていただいておりますけども、今回、この新たなごみ処理施設の建設に関しましては事業費も大きくなりますので、その都度、いろいろな手続きの報告について細やかに対応させていただきたいと考えています。

【江口議長】

他に質疑はありませんか。

5番、吉田健一議員。

【吉田議員】

いろいろなご説明ありがとうございます。これからまた、基本設計、仕様書についても4月末までにできるということで進んでいますが、なにせ、やっぱり事業が大きいということもございます。今、私の知るかぎり、議会の開催については10月と本日と、結構、やはり間が空きますので、まず、この建設に関する事業者選定委員会の委員についても、やはり、これも文書通知でお知らせいただくような状況になっております。この事業について1点だけ先に確認したいんですけど、このごみ処理場の建設事業については、委員会ごとではなしに全員で協議していくということで過去にお話しが出ていたと思うんですけど、その辺どうですか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

現在、当組合では、常任委員会が、第一委員会、第二委員会とそれぞれ分かれておりますけど、これまでは2市2町ですね、この案件については知りおきたいというご要望等もあったものと把握しております。そのため、第一、第二合同委員会という形で開催させていただいていたという経過があります。

【江口議長】

5番、吉田健一議員。

【吉田議員】

私の認識は間違いなかったようです。それに伴いまして、基本設計と事業者さんの選定に関わること等がございまして、まず造成の関係につきましても DBO から外して分割ということで、地元の業者さんも潤うわけですけど、やはり議会開催のときに、こういう形で議会の中でも報告というのは当然あるんでしょうけど、やはり期間が空き過ぎるとですね、委員会等の開催をして、その中で、こういう方向性だとか審議する場を設けていただきたい。これは執行部に対するお願いですけど、議会としてもお願いしたいんですけどいかがでしょうか。

【永岡局長】

今、議員が言われましたとおり、この事業は重要案件でございまして、今後、要求水準書を作成し、公表するのは6月ということになりますけど、その前には正副組合長会議を開催いただき、そして正副議長に申し入れをして、議会の開催を、第1委員会、第2委員会ありますけども、臨時議会になるのか、全体での合同委員会になるのか、そこは正副議長、正副組合長会議で決定していただくよう、その都度開催の要請をしていきたいと思っております。

【吉田議員】

今、説明がありましたけど、確認なんですけど、正副組合長と正副議長に報告の後ということでしたけど、委員会自体の開催はできるんでしょうか、できないんでしょうか。全体での。その辺についてお答えいただきたい。

【江口議長】

事務局長。

【永岡局長】

委員会の開催については、開催できるという認識をしております。

【江口議長】

5番、吉田健一議員。

【吉田議員】

それでは、改めて議長に対してお願いですけど、今のような案件で進めていただくことをお願いしてよろしいでしょうか。

【江口議長】

正副議長の方で協議したいと思っております。よろしいですか。

【吉田議員】

はい。

【江口議長】

他に質疑ありませんか。

6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

私、経験がまだ短いもので、幼稚な質問になるかもしれませんが、事業スケジュールの中の施設整備事業、建設工事の部分で、実施設計があります。実施設計ってどちらがされますか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

今のご質問の内容につきましては、この実施設計はどこが対応するのかということでしょうか。

【赤尾議員】

はい。

【杉丸室長】

その前に選定をさせていただきます。優先交渉権者と当組合とで行うように考えております。

【江口議長】

6 番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

この優先交渉権者選定が令和 6 年 12 月に行われる。これ見るとですね、複数候補があった業者さんの中でこの候補がいいんじゃないかというところで仮決定のように見えるんですけど、今の話を聞きますと、優先交渉権者選定じゃなくて、建設事業者を選定するという認識でいいですか。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。今回、建設事業費がかなり膨大なものとなりますので、構成市町の負担もかなり高額となってまいります。そのため、この事業者選定につきましては、一般競争入札により選定する場合は、そのまま建設事業者としての契約者の選定という形になりますが、その後、実施設計等で金額の増減の可能性が見込まれるということで、あえて公募型プロポーザルという方式を採用し取組んでおります。この公募型プロポーザルでは、その後、予算が確定し、契約するまでは優先交渉権者という形で対応していくということが他の事例でもございまして、実質のところは契約する建設事業者となりうるんですけど、実際の契約を結ぶまでは、このような優先交渉権者という表現で対応するという事になります。

【江口議長】

6番、赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

契約予定であるけれども、例えばこの県央議会の承認を得ないまま、実施設計を発注するという事ですね。そういう認識でいいんですね。

【江口議長】

再編建設推進室室長。

【杉丸室長】

再編建設推進室室長。

詳細な実施設計につきましては、提案事項の延長になってきますので、そのままその作業を進めていくということになります。その後、予算が確定し、契約につきまして議決をいただくという形になろうかと考えています。

【江口議長】

よろしいですか。

<間>

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

【江口議長】

これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

【江口議長】

討論がないと認められますので、討論を終結いたします。これより採決いたします。
おはかりします。

議案第 4 号、令和 6 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【江口議長】

異議なしと認めます。

【江口議長】

よって議案第 4 号、令和 6 年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計予算(当初)については原案のとおり可決することに決しました。

【江口議長】

その他ですが、お手元に配布がありますとおり、当組合議会におけますインターネット中継に関する要綱を議長において(案)を定めました。

暫時休憩いたします。再開を 55 分(11 時 55 分)とします。

～ 暫時休憩～

【江口議長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

その他ですが、お手元に配布のとおり、当組合議会におけるインターネット中継に関する要綱を議長において(案)を定めました。

本案は地域住民の皆さまに開かれた議会を目指し、また、議会への関心を高めていただくことを目的に、当組合の情報公開の一環として議会のネット中継を令和 6 年度から始めようとするものであり、飯塚市議会インターネット中継に関する要綱に準拠して作成したものです。

本案に対して質疑はございませんか。

10 番 道祖 満議員

【道祖議員】

あの、ちょっと今の提案の仕方というのはいかがなものかなと思ったんですけど、今回、その他にこういうことは記載されていないわけですよ。今ここに来てですね、これを提案しますと言ってですね、事前通告もなく議題にあげる。議題にあげることをまずみんなに諮らなければならないんじゃないですか。手続として。

議長が定めたからと、議長はその権限があるんですか一人で。議長の権限として定めたものを出すという権限が議長はあるんですか。

【江口議長】

よろしいですか。

要綱については議長の権限において定めることができますのであります。

ただ、本要綱については議会に関することですので、皆様方に関係がございますので、念のために案をお示した上で、皆さんへお諮りするものでございます。権限としてはございます。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

じゃあ、なぜ要綱なんですか。何で要綱なんですか。目的は何なんですか。目的をもう一度言ってください。目的をまずお尋ねします。

【江口議長】

はい。目的は先程言いましたように、地域住民の方に開かれた議会を目指し、また、議会への理解と関心を高めていただくことを目的としております。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

であるならば、なぜ要綱なんですか。

【江口議長】

あの、飯塚市議会におきましても要綱で定めておりますし、他のところでもこのような形で定めておくことが多くございます。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

あの、ここは広域の組合の議会ですよ。たしか飯塚も要綱で定めておりますけれど、広域組合として、例えば消防組合もありますけれど消防組合ではですね、こういうやつはまだ定められてないんですね。他の広域の組合ではどういうふうな状況になっているのかということは調査されていますか。

【江口議長】

お答えいたしますが、いくつかの一部事務組合でやっておられることは承知をしております。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

ところが今日出されたからですね、あの、わかりません。その、議長が知っている内容というのが私は知りません。

なぜ要綱かというのですね、要綱というのは何かわかっていますか。

議長が定められるから何でもできるという話ですけど、なぜ要綱かとお尋ねするのかというと、なぜ条例で出さないのか。規則で出さないのか。ということをお尋ねしているんですよ。

【江口議長】

正副議長で協議をいたしました。これについては条例で出す必要はないと考えました。

そしてまた規則については、議会においては議員提出議案として出すことができないと考えております。

10番 道祖 満議員。

【道祖議員】

条例では出せないんですか。

【江口議長】

条例は可能です。

【道祖議員】

可能でしょ。

で、なぜ聞いているかというのですね、要綱はあなたが提案すればできるということですけど、条例を作るとなるならばこの皆さんに十分なるですね、検討をしてもらわなくてはいけないと思います。要綱についてもそうですよ。

ただ、条例、規則はですね、法規なんですよ。要綱は法規ではないということなんですよ。それを明確にしておかないとですね、取り間違ふことがあり得ますから、だから要綱なんですかとお尋ねしているんです。

【江口議長】

あの、なぜ要綱かにつきましては先程お話ししましたように、正副議長において協議をした結果、これについては他でも飯塚市議会でもそうですし要綱で決めておりますので要綱で妥当であろうというような形で、飯塚市議会のネット中継の要綱を参考にさせていただきました。

また、あわせて構成市町であります2市2町においても、既に議会のネット中継を実施しております。そこに関しては皆さま方ご理解を得られるであろうということで提案をさせていただきました。

10番 道祖 満議員。

【道祖議員】

であるならですね、ここで即決するんですか。他の構成 2 市 2 町がインターネット中継をやっているからこもするという事はもう合意とってきておるんですか。

例えばあなた飯塚市議会、飯塚市議会と言ってますけど、私も飯塚市議会にいますけども、飯塚市議会で議会としてこれを求めていこうと。広域行政についても、今回、これからはインターネット中継で公開していこうというようなですね協議が一度も行われてないのですよ。あなた飯塚市の議長でしょ。もしここに諮るならばですね、とりあえず元議会でこういう方針でいくよと協議をするべきではなかったか。する必要はないんですか。

【江口議長】

あの、本議会は広域の一部事務組合であります。で、ここに関する構成議員であります皆さまにお諮りして決めるべきだと考えこのような手続きでさせていただいております。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

であるならばですね、私は元議会に、ここに来ていない飯塚の市議会の方がいらっしゃいますから、今回これが提案されましたがどうしましょうかと持ち帰らざるを得ないですよ。

【江口議長】

そうでありましたら、そのような形でご発言いただけたらと思っております。

2 番 田中 義幸議員

【田中副議長】

副議長という形の中でですね、議長の方からこういう形でそのネット中継の提案がございました。それであの、嘉麻市議会ではですね、議長と副議長が別におらっしゃるとですが、あのいずれにしてもですね、この県央議会についてはですね全然見えてこない。中身がですね。それで、嘉麻市議会としてもですね非常に関心の高い議案が出ているわけですよ。それで、是非ともネット中継をしていただきたいというような要望がございました。それで議長の方からこういう提案があった時にはですね、私も大賛成をしたわけでございます。

あの、今、持ち帰らざるを得ないという道祖議員のお話ですけども、あの私たち議会というのは、何も私たちが主体でおるわけではないわけですよ。あくまでも市民が主体ですよ。市民の皆さま方に今議会がどのようなことを審議しているのか、どういう経過で議案が決定されているのか、若しくは、否決されたのか。そういうものをですね、つぶさに市民の方々に知らせる必要があると思っております。嘉麻市議会としましてもですね、あの今通常の議案審議、あと若しくは、臨時議会での議案審議、そういうものをですね全てネット中継をいたしております。以前はあのケーブルテレビで一部の地域だけですね放映をいたしておりますけれども、それでは十分な情報公開にならないという観点からネット中継に入ったわけでございます。それであの、基本的には先程申しましたように市民の若

しくは住民の方々の知る権利、これを保障するための施策でございますので何卒ですね、ご賛同方をお願いしたいというふうに思います。

【江口議長】

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

私はなにもインターネット中継を反対するということを言っているわけではないですよ。手続の話をしているんですよ。飯塚市だってインターネット中継していますよ。本会議だって委員会だって。だから必要性は私はちゃんと知っていますよ。それは別に反対はしませんけれど、一応こういうものが提案されたということは、持ち帰って同僚議員にきちんとこういうことだから広域組合でも取り組みますよという報告はさせてくださいって言っているんですよ。

それとですね、これ見る限りにおいてですね、もう一つ付け加えますとね、何で要綱だということに拘るかという先程言いましたようにですね、これは法規ではないということだけは皆さんに確認していただけないとですね、皆さん自分たちで決めたからこれが法的効果があると勘違いする方がいらっしゃるんです。要綱はあくまでも法規ではないということだけご理解いただきたいんです。ご承知だとは思いますがね。

それと、この内容を見ますとですね、場所はどこにするんですか。ここ本会議場にインターネット中継の施設を付けるんですか。

【江口議長】

その点につきましては、正副組合長にしっかりと協議していただき環境整備をしていただきたいと考えております。

一つの案としては、例えば消防組合議会のように飯塚市でやるとか、例えば飯塚市議会、嘉麻市議会が交代でやるとかそういった分は可能ではございますし、それについては正副組合長の方でご協議いただけましたらと思っております。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

それはその事前にですね、事務局なり正副組合長とその場所はどこでその目的はあなた一生懸命言ったんでしょけど場所についても説明とかご理解とか、要はその正副議長と執行部なり事務局との協議はなされていますか。なされてこれを出しているんですか。

【江口議長】

正副組合長並びに事務局との打合せは、ご協議はさせていただいておりました。

10 番 道祖 満議員。

【道祖議員】

それで何で場所が決まっていないんですか。提案するのならですね、機械がないとだめじゃないですかインターネット中継をする。ここは本会議場ですからここに施設を付けましょうとするならまだしもわかるんですけど、他のところもインターネット中継の施設があるからじゃあ毎回飯塚市、嘉麻市、桂川町というふうにですね持ち回りでやりましょう、それで合意もあるとおっしゃったでしょ。その辺の詰めた話はできてないんですか。

【江口議長】

実はですね、正副議長の意向として正副組合長会議に私が出席させていただきましてお話をさせていただきました。ただその時に関しましては、正副組合長の判断といたしましては正副議長の意向というふうな形では、それでは不十分だと。議会としての決定合意をもってきてからご相談くださいというお話でございました。

私どもとしては、今回2月議会をできましたら飯塚市議会で飯塚市役所で行っていただけないでしょうかという申し入れをさせていただきましたが、それについては、正副組合長としてはまだ合意ができていないので、それについては受けかねるというお返事でした。ですので、その合意をいただくという形で要綱を皆さま方にお諮りしているところでございます。

10番 道祖 満議員。

【道祖議員】

場所も決まっていない、やり方も決まっていないということであるならば、先程から言っておりますように提案をされましたと、そして質疑した結果こういう結果でしたと。言っておきますけどインターネット中継に私は反対とか一言も言ってませんからね。これだけは言っておきますよ。するのはやぶさかではないけどもどういう形でやるんですかと言っているわけです。それと先程から言っておりますように、これはあくまでも要綱ですねと、その確認をしているんです。それを間違えないでください。

だから、私としてはこれを一度持って帰りまして、飯塚の同僚議員に諮ってですね、次回集まりのとき報告させていただきたいと思っております。

【江口議長】

それは継続審査の動議というような形でよろしいですか。

【道祖議員】

そうですね。

【江口議長】

2番 田中 義幸議員

【田中副議長】

まずですね、インターネット中継については反対するものではないと。ただしあの、提出の方法が問題であると。要綱という形もありますね。それと議場の関係ですね。どこでインターネット中継をするのかという問題ですね。ここでする場合はそれなりの機械の購入が必要ではないかというような問題定義もありました。

まずあの嘉麻市の方ではですね、要綱を定めておりません。これ広報特別委員会というところにですね付託をされて、そしてこのネット中継の思案をですね、3年くらいかけてなっております。申し合わせ事項にですね、その項がありまして、要するにケーブルテレビ等の配信についてはですね広報特別委員会というところが所管をしているわけですね。そこで決まった内容で実施をさせていただいております

それと、先程から要綱とか手続きの問題が十分ではないから持ち帰りたいというお話ですが、そもそもですね、ネット中継については全然反対はしてないんだというお話がございますのでその辺は柔軟に考えていただいて、まあ嘉麻市の場合もここに参加している議員は16人中3人ですね。他の13人の方々はですね、まったく内容が見えないんですね。

そして、371億円ですか、プラントだけでもこれだけの費用が掛かります。おそらく600億、というような話も出てきてますが、こういう巨大な予算の伴う、審議をされている中身が全く見てこない。そしてまた市民の方々に対しても十分な説明ができないというような観点からですね、是非ネット中継をしてほしいというようなですね、要望が出ております。議長以下副議長もそうですが出ております。そういう関係でですね、是非このネット中継を取り組んでいただきたい。まあ形式はですね、それぞれの考える思考の部分ですから、道祖議員がこれは手続き上いかなものかとおっしゃることはそれはそれで尊重はいたしますけれども、結果的にはですね、ネット中継を是非とも導入しなければいけないというふうに私は思っておりますので、手続き上の問題が多少あるかもしれませんがそこらへんはですね、あくまでも開かれた議会、開かれた情報公開の観点からですね、是非取り組んでいただきたいというふうに思っています。

【江口議長】

8番 下川 康弘議員。

【下川議員】

はい。私はですね、これネット中継は私も反対ではないです。まず先にそれを言っておきます。ただですね、私今日唐突にポンと、今日来てですよ、その他でこれする話ですかね。私ちよっとびっくりしたなど。今、道祖議員の話皆さまも聞いたと思いますけど、するならするでもう少し段取りを踏まれた方がよかったのかなというのがあります。

それと今このネット中継を、この廃棄物処理施設、ごみ処理場ですね。この分だけをネット中継するのですか。それともこの施設組合の今後ずっと定例会がありますよね。それを全部する気なのか。まずそこを教えてください。

【江口議長】

全体をする。今後ともすると、これについてはここに書いておりますように本会議、常任委員会、特別員会、その他議長が認めるものというような形で、基本的にずっと続けるべきものであると考えています。ただし、一部秘密会であるとかそういったことに関しては当然のことながらネット中継は行わないと考えています。

8番 下川 康弘議員。

【下川議員】

そうなるそうですね、その都度飯塚市議会の議場とか嘉麻市に行くというのもおかしくないですか。ここは議場ですよ、施設組合の。じゃあここに設置するのが筋だと思います。どうせネット中継するならですよ。

それとネット中継は多分 YouTube か何かでされると思うんですが、カメラで撮ったものを配信するのに誰か絶対にオペレーターがいるんですよ。それを飯塚市のその時飯塚市の職員を使いますか。オペレーターを。嘉麻市に行ったら嘉麻市の職員を使いますか。そういうことできないでしょ。それはここに付けてこの方にオペレーターになっていただいてこのパソコンを使って YouTube で配信するのよ。

ですから今日の段階ではネット配信をするかしないか、まずそこまで決めるぐらいじゃないでしょうか。する方向でいこうとか。その次の段階で方法はどうか、場所はどうか、そうするのが筋じゃないかなというふうに私は思います。

【江口議長】

えっと、その辺について、お答えいたします。あの、議場に関してですが、実は消防議会は既に飯塚市議会の議場を使いましてずっとやってきております。ですので、移すことに関しては許容範囲内と考えております。あとそれと、こちらの方に付けるというのも一つであります。それについては当然のことながら、予算が必要となってきますので必要な環境整備をお願いするというような形になりますので、それについては正副組合長の方に一旦じゃあ議場としてはどちらを選ばれますか、予算通しをしてここでやりますか、それとも例えば消防と同じように飯塚市であったりとか嘉麻、まあ交代であったりとかそこら辺についてはどうしますかというのに関しては正副組合長にまずご協議いただきたいと考えています。

それとオペレーターの関係でございしますが、実はあの消防議会を実施するにあたりましては、飯塚市議会の議会事務局職員がオペレーターとして入っております。同じ形で当然のことながら飯塚市議会の議場を使う場合はその形になるでしょうし、その時に関しては、ネット中継に関しても同じようにオペレートができるものと考えております。その点については、クリーンになっておるかと思っております。

8番 下川 康弘議員。

【下川議員】

消防組合を例に出されますけども、消防組合はずっとあそこでやっていましたよね。と思

いますよ。ですから消防組合はずっと他の議場がないから、飯塚市議会でやられたと。これずっと昔からですよ。ここに関しては突然それをポンと持って行って市の職員、議会事務局の職員に君達これもやりなさいよというのは議長の権限でそんな簡単に言ってはいけないんじゃないでしょうか。と私は思います。

【江口議長】

その点については議長からやりなさいということはできませんので、どこで議会を行うというのは組合長の権限ですので、それについては組合長にご検討いただく形になるかと思っています。可能性の一つとしてそういうやり方がありますというふうな形でお話をさせていただいております。

8 番 下川 康弘議員。

【下川議員】

ということはネット中継をするしないをここで決めたとしてもですね、組合長の権限等々があります。ですからこの場で全てやってしまうというふうには決められないですよ。

ネット中継をしますよじゃあ今後どうしますかというのはまた今後の課題になるんじゃないでしょうか。

【江口議長】

あの、今お手元に配布して決めたいというのはネット中継を 4 月 1 日からやりたいというふうな形でございます。その後、議場をどうする、そしてまたオペレーターをどうするとかに関してはまずは第一義的に組合長の権限でございますので、組合長の意向をいただきながら協議させていただけたらと思っています。

13 番 藤 伸一議員。

【藤議員】

議長の発言の中で飯塚の議場でですね、消防議会が開催されているということがあったんですが、実際インターネット中継は消防議会はされているんですかね。その点お尋ねします。

【江口議長】

消防議会についてはインターネット中継はまだ行っておりません。

【藤議員】

はい、あのオペレーターの話が出てましたけど、嘉麻市も YouTube 配信やっています。で、議会事務局の職員さんにもちょっといろんな形でお尋ねした過去に例があるんですけど、いわゆるこの事務局の職員さんがこういった配信中はですね、この YouTube 配信するのにパソコンの前でいろんな設定をしながら拘束されるという時間帯も必要なんですよ。

で、いわゆるさっき言われたように組合長の指示で飯塚、嘉麻の議場を使うということになれば職員さんの服務規程、これを脅かすような実態にもなるんじゃないかなと僕思ってるんです。まあ親議会の仕事外の業務になりますのでその点ちょっと懸念しております。

それと僕一番思うのは、実は昨日 4 時過ぎに江口議長から私電話頂きました。で、今日提案されました要綱(案)に対しての提案する旨の連絡が昨日 4 時頃あったんですけど、実はこの県央議会に関してはですね、今日まで定例議会、それから臨時議会に提案される、今日もそうですけど議案とか報告事項を事前に議員に配布されて事前質問通告を受け付けているような議会運営をされているんですよ。だから昨日電話を受けた時に、このインターネット中継の事に関しては県央議会としての議論が全くありませんでした今日まで。で、今日、その他の項で要綱(案)が提案されてありますけども、あまりにも唐突ではないかなと思っています。この要綱(案)を見ますと令和 6 年、今年の 4 月 1 日から施行するという附則になっておりますけども、今いろんなお話聞く中で組合長との協議も必要だし、議場の問題も当然あります。そしてもう一つはここが本会議場となっておりますので、ここに設置するというのは予算が伴うと思うんです、今から整備するのに。そういった案件も約 2 ヶ月の間に予算計上する上でもですよ、できるのかなという懸念がありますので、私も今、道祖議員が言われましたようにそういう意味ではあの今日この要綱(案)についてはですね、継続審査にさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

【江口議長】

はい。まず、職員の専念義務についての件であります、言われましたようにその点については課題となるかと思えます。

先程、議場をどこに置くかについては組合長の権限という形で申し上げました。そして飯塚市の議場を使いたい、例えば嘉麻市の議場を使いたいとなりましたら組合長の方から当該議場の市役所の市長なり町長の方に申し入れをいただいて、その施設の使用許可に関しては出していただく形になります。

片一方でオペレーターについては、当組合の議長であります私の方から当該市議会若しくは町議会の議長宛に協力要請というような形をしたうえで、その点についてはクリアになると考えております。

11 番 坂平 末雄議員。

【坂平議員】

あの、長々とここで議論をしてもね、基本的にその今日出して今日結論を出せというようなね、いくら議長の権限であってもね、それはあの通ることと通らんことがあります。

ただ皆さん色々意見言われてますけど一旦これは預けて後日ね、きちんと手順を踏んで説明をして、話し合いをするべきじゃないですか。ここでいくら時間をかけてもね、ネット中継は反対ではないよというお答えが大半だと思いますよ。

でも、その手法として、じゃあ議場をどこにするのか、費用はどうするのかとか、いろんな諸問題が出てきているでしょ。だからそのあたりを少しね、あなたの方も少し理解して、一

且これは預けて再度協議をするべきだと私は思います。それに付け加えて言うには、議場を例えば変えて飯塚市とか嘉麻市とか、ネット中継の設備のある場所に開催するとするならば、事務局が一番大変だろうと思うんですよ。あの、資料関係を全部持っていかなきゃいかん。で、質問の中で過去の質問をしたときにその資料がすぐあの資料要求したときに出せますかと。いやそれは持って来てませんから出せませんよというようなことがね、多々多くなってくると思います。

だからあくまでもこの県央組合、4年ほど前に設立してここでスタートして県央組合の議会を、毎回議会を開いているわけですから、もしネット中継をするなら費用負担がかかるかもしれませんが、この場所でするのが事務局としても一番、他の飯塚市とか嘉麻市の事務局に負担をかけずにできるのではなかろうかというふうに思いますので、一旦今日のところはこれは預けてもう一度協議をするということにしてはどうですか。

【江口議長】

2番 田中義幸議員。

【田中副議長】

議事進行、暫時休憩をお願いします。

【江口議長】

暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

【江口議長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

手続きの面で、正副議長として配慮不足の点がありました事はお詫びをいたします。

この後、継続審査を諮りますが、正副議長といたしましては、本要綱は議長の権限で決められるべきであることからこのような手続きとなってしまいました。ただ、できましたら早期にインターネット中継を開始したいという思いがございます。できましたら、今議会で決めていただきたいと思っております。

それでは、先程、継続審査の申し入れがありましたので継続審査をお諮りいたします。

継続審査とすることに賛成の議員はご起立願います。

賛成多数。

それでは継続審査とすることに決定いたしました。

【江口議長】

続きまして、事務局から連絡事項がありますのでこれを受けます。

事務局次長。

【松下次長】

事務局次長。

2点ございますので報告させていただきます。

1点目が、10月30日の組合議会における田中義幸議員からのマイナンバーの取扱いについての回答でございますが、個人番号の提出がない場合、どういう処理をするのかという質問がございました。

回答につきましては、個人番号の提出がない場合、源泉徴収者は源泉徴収票の個人番号欄を空欄にした状態で事務処理を行うということでございます。

2点目は、去る1月17、18日で実施しました先進地視察での質問事項及び回答を、各議員の机の上に配布しておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

【江口議長】

只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等がありますか。

(質問なし)

【江口議長】

質問なしと認めます。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これにて令和6年第1回ふくおか県央環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。